

群馬県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

群馬県広域連合規則第 1 号

群馬県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則(平成 19 年広域連合規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 64 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項において、令第 161 条第 3 項の規定により他の普通地方公共団体の職員に対して、この規則第 61 条第 2 号の経費を前渡した場合は、支払日の翌々月のうち広域連合長が別に定める日までに精算するものとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 2 月 27 日から施行する。